

「島根県立高等学校の入学者選抜
方法の改善」について

(答 申)

平成 2 3 年 7 月 6 日

島根県教育課程審議会

1 推薦入学者選抜、スポーツ・文化特別推薦選抜、中高一貫教育校の特別選抜の在り方について

- (1) 推薦入学者選抜について
- (2) スポーツ特別推薦選抜について
- (3) 文化特別推薦選抜について
- (4) 中高一貫教育校の特別選抜について

2 各高等学校、各学科等の特色に配慮した選抜方法について

- (1) 個人調査報告書の内容、個人調査報告書と学力検査の比率について
- (2) 傾斜配点について
- (3) 面接について

3 入学者選抜における特別な措置について

- (1) 帰国生徒等の取扱いについて
- (2) 県外からの生徒の出願について
- (3) 特別な支援を必要とする生徒への対応について

4 受検機会の複数化について

- (1) 第2志望校制度について
- (2) 第2次募集について

5 終わりに

島根県立高等学校の入学者選抜については、これまでも、中学校及び高等学校における望ましい教育が実現されるよう配慮しつつ、各高等学校で多様な生徒の受け入れや、学校・学科の特色に応じた多様な方法での選抜が行われるように、必要な改善が加えられてきた。その結果、現行の入学者選抜制度は、全体として適切な制度として定着している。

しかしながら、生徒を取りまく環境は変化してきており、その中で教育基本法や学校教育法が改正され、さらに、「生きる力」をはぐくむという、これまでの学習指導要領の理念を引き継ぎつつ、これを実現するための具体的な手立てを確立する観点から、学習指導要領が改訂された。中学校においては平成24年度から完全実施、高等学校においては、一部先行実施を除き、平成25年度から年次進行で実施となる。

こうした状況の中で、本県においても、各学校がそれぞれの特色を明確にし、魅力と活力のある高等学校教育を展開できるよう、以下のような入学者選抜の改善を図ることが必要である。

県立高等学校の入学者選抜方法の改善について

1 推薦入学者選抜、スポーツ・文化特別推薦選抜、中高一貫教育校の特別選抜の在り方について

(1) 推薦入学者選抜について

現在、専門学科や総合学科、普通科において推薦入学者選抜が実施され、学力検査では評価できない生徒の多様な能力・適性や意欲、努力の成果や活動経験などについて、積極的な評価が行われている。また、この選抜により入学した生徒の多くは学校生活に前向きであり、推薦入学者選抜に対する高等学校の評価は高い。

しかし一方では、現在の募集人員の枠が大きすぎるため、このことが中学生の学習意欲を保つことの難しさに繋がっているのではないかという指

摘や、一般入学者選抜の募集枠が狭まることにより、受検する生徒に必要以上の不安感を与えているという指摘もある。

こういった状況を踏まえ、「入学定員の50%程度まで」と定めている募集人員の枠について、縮小を図る必要がある。ただし、体育科においては学科の特殊性を考慮し、弾力的に扱うことが望まれる。

また、現在各高等学校が定めている推薦入学者選抜の募集要項については求める生徒像をより明確にし、受検生やその保護者にとってその基準がわかりやすいものになるよう工夫する必要がある。

(2) スポーツ特別推薦選抜について

スポーツ特別推薦選抜は、その実施校における競技力の向上という点で一定の成果を上げており、今後も継続していくことが望まれる。ただし、募集人員4名の枠を余している競技も多いことや、離島・中山間地域の高等学校では積極的に県外からの生徒を募集していることを考えると、今後は出願資格を県外中学校卒業予定者にまで広げることも考えられる。

(3) 文化特別推薦選抜について

文化特別推薦選抜は、平成19年度に本県で開催された「全国高等学校総合文化祭」に向けて、県内高等学校の文化活動の推進を目的として取り入れた制度であるが、年々志願者が減ってきているという現状がある。その原因として、文化特別推薦選抜の指定分野には中学校では設置していない部活動が多く、中学校側が推薦しにくいということや、一般の推薦入学者選抜により文化活動で優れた生徒を確保できるということなどが考えられる。

このような状況を踏まえると、文化特別推薦選抜を今後も継続して実施するのではなく、一般の推薦入学者選抜の一部として実施する方が有効で

あると考える。

ただし、今後とも高等学校の文化活動を推進していくことは重要なことであり、それぞれの学校が地域の教育力も生かしながら積極的に取り組むことが必要である。

(4) 中高一貫教育校の特別選抜について

本県では、平成13年度から連携型の中高一貫教育が導入され、現在は、飯南高等学校と吉賀高等学校がそれぞれの高校で求める生徒像に基づき、二校とも学力検査を用いない簡便な方法による入学者選抜を実施している。

この飯南、吉賀の二地区においては、学力検査が行われなかったために中学生の学習意欲を保つことが難しいとの指摘が一部にあるが、中高一貫教育の趣旨を考えた場合、中高的接続部分を緩やかにして6年間で生徒を育てるという考え方は今後も必要である。

したがって、それぞれの地区でどういう生徒を育てるのかということを確認にした上で、現在の選抜方法を基にして、今後も継続して実施していく必要がある。

2 各高等学校、各学科等の特色に配慮した選抜方法について

(1) 個人調査報告書の内容、個人調査報告書と学力検査との比率について

個人調査報告書について

個人調査報告書の作成にあたっては、生徒指導要録における評定・諸記録や所見を重要な資料としているが、このたびの学習指導要領の改訂に伴って中学校の生徒指導要録の改善が図られたところである。

そのため個人調査報告書の様式についても、生徒指導要録の改善の趣旨を踏まえたものに改める必要がある。

また、現在の様式は、特別活動の記録、行動の記録、諸活動の記録、

総合所見等が文章による記述となっている。このことにより、選抜する高等学校においては、受検生一人一人の詳細が把握できて良いという反面で、内容によっては重複することもある。今後は、受検生の特徴を捉えやすい記述にする工夫をしながら簡素化する等、検討を加える必要がある。

個人調査報告書と学力検査との比率について

個人調査報告書には、中学校における日頃の学習状況や特別活動、またスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動など諸活動の記録が記載されており、学習状況及び特別活動については評点化され、入学者選抜の重要な資料とされている。現在は、各高等学校が自主的・主体的に特色ある教育を展開できるよう、入学者選抜における個人調査報告書の比重を40%～80%の範囲で定め、入学者選抜を実施している。

個人調査報告書と学力検査との比率については、今後も現在の選択幅の中で各高等学校が適切に選択し、選抜を行う必要がある。

(2) 傾斜配点について

各高等学校は、学校・学科の特色に応じた学力をみるために、学力検査の特定の教科の得点について2倍を限度に比重をかけることができる。

今後もこの傾斜配点の制度を継続し、各高等学校は特色ある学校づくりを進めることが望まれる。

(3) 面接について

各高等学校では、一般入学者選抜において、各学校・学科に関する関心や志望の動機、就学意欲等を把握するために、現在約半数の高等学校で面接が実施されている。そしてその結果については、10点を限度と

し評点化できることとしている。また、選抜の透明性・公正性確保の観点から、面接の観点を各高等学校の募集要項に明記している。

今後も各高等学校においては、生徒の長所を積極的に把握するという考え方に立ち、生徒が中学校生活において主体的に学んだことや、学習意欲、入学後の抱負、将来の希望を評価の観点として生徒の適性や能力などを的確に把握するよう、工夫して実施することが必要である。

3 入学者選抜における特別な措置について

(1) 帰国生徒等の取扱いについて

海外からの帰国生徒及び外国人生徒等の受け入れについては、弾力的な扱いができるよう配慮している。具体的には、外国における在住期間が継続して2年以上で帰国後2年以内又は帰国予定の者、外国人生徒等で入国後3年以内の者を対象として、学力検査の検査教科の数を減らしたり、受検時間を延長したりする特別な措置を講じている。

今後も、日本語の指導を必要とする生徒が増えつつある現状に配慮し、またこれらの生徒が適性・能力に応じて自分にあった進路を的確に選択できるようにするため、特別措置の条件を満たす場合には個別に検討を加え、弾力的に扱うことが必要である。

(2) 県外からの生徒の出願について

現在、県外からの生徒の受け入れについては、一家転住の場合及び保護者が県内に居住している場合、一部隣接県からの受け入れや水産学科など他県に少ない学科への受け入れの場合に加え、原則として親族である身元引受人が県内にいる場合について出願を認めている。なお、この身元引受人制度による出願により本県内の志願者に著しく不利益が生じないように、身元引受人制度による出願者の合格者数は原則として各校4人ま

でと定めている。

しかし、少子化が進み地元生徒数が減ってきている、特に離島・中山間地域の高等学校においては、学校や地域の活性化のために積極的に県外から生徒を募集しているという現状があり、身元引受人制度による出願の合格者を一律に制限するのではなく、積極的に県外から生徒を募集している高等学校については弾力的に考える必要がある。

(3) 特別な支援を必要とする生徒への対応について

現在、発達障がいを含め、様々な障がいにより特別な支援を必要とする受検生が増加しており、入学者選抜においてはその障がいによる不利益が反映されないよう特別な措置を講じている。実際には、個々の受検生の障がいの状況に応じてその都度対応しているが、今後もきめ細かく対応していく必要がある。

また、障がいのある生徒の進路指導にあたっては、各中学校や特別支援学校が早い段階から高等学校と情報交換を行い、高等学校はその教育活動の中で対応が可能な具体的支援について、受検生やその保護者に対して早めに情報提供をすることも必要である。

なお、入学者選抜における特別な措置については、各中学校や特別支援学校に必ずしも周知されているとは言えず、今後は入学者選抜実施要綱に申請方法を掲載するなどの工夫が望まれる。

4 受検機会の複数化について

(1) 第2志望校制度について

本県においては、昭和42年度から第2志望校制度が導入活用されている。受検機会を複数化し、受検生の必要以上の不安感を排除していることや、現状にあってこの制度が定着していることを考えた場合、継続

して実施する必要がある。

しかし一方で、多くの受検生が将来の自分の夢を実現するための第一歩として高等学校を選択するということを考えた場合、少しでも多くの受検生が第1志望校に合格できることを考えることも重要なことである。

このようなことから、現在のシステムの中で、いわゆる^{*1} 群となる受検生の割合を現行の70%から拡大することが必要である。

(2) 第2次募集について

現在は、合格発表後に定時制課程において欠員が生じた場合、第2次募集を行っている。この制度は、一般選抜で不合格になった受検生が再受検できる機会を保障するものであり、今後も継続することが必要である。

5 終わりに

審議会では、推薦入学者選抜の募集人員、県外からの生徒の出願、特別な支援を必要とする生徒への対応などを中心に審議を重ね、結論を得た。

また、入学者選抜の在り方は生徒の学力にも関わる問題である。今後、受検生の学力の状況等を踏まえながら、一層の改善を図ることが望まれる。

*1 第1志望者のうち、総合の評価が上位者より数えて入学定員の70%に入る者で、原則として全員合格とする。(推薦入学者選抜等での合格内定者も含める。)